

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>富田林土木事務所</p>	<p>富田林土木事務所が委託した「島の谷上地区急傾斜地外詳細設計等委託（H26）」（契約金額6,962,760円）の委託対象4箇所のうち、「谷(2)地区急傾斜地」に係る業務は、費用処理すべき予備設計業務であったが、当該予備設計に係る支出金額1,740,000円が資産として処理されていた。その結果、平成26年度の財務諸表において資産が過大に、費用が過小に計上されていた。</p> <p>また、「都市計画道路 堺松原線 電線共同溝整備に伴う引込管等工事委託（天美北工区その1）」（契約額30,035,880円）については、財産計上されるべき支出額29,035,880円が、費用で処理されていた。</p> <p>その結果、平成26年度の財務諸表において資産が過小に、費用が過大に計上されていた。</p>	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。（略）</p> <p>別表4【1】取得時 から抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1374 1014 2226 1472"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>科目</th> <th>主な支出内訳</th> <th>資産計上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td rowspan="2">委託料</td> <td>実施設計費・詳細設計費・工事監理費 （工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>（資産計上○：資産として計上する 資産計上×：費用として計上する）</p> </div>	財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	工作物	委託料	実施設計費・詳細設計費・工事監理費 （工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	○	上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	<p>監査において検出された不備事項については、費用及び資産計上を修正した。</p> <p>また、資産と費用の区分誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう事務所内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上										
工作物	委託料	実施設計費・詳細設計費・工事監理費 （工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	○										
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×										

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月12日、事務局：平成27年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
北部流域下水道事務所	<p>平成26年度に、安威川流域下水道中央水みらいセンター内の建物2棟（焼却炉棟及びバンカー棟）の外壁改修等工事を実施しており、そのうち、本来費用として処理する必要がある支出（焼却炉棟の改修：13,016,678円、バンカー棟：5,211,756円）を資産として処理した結果、平成26年度の財務諸表において資産が過大に、費用が過小に計上されていた。</p>	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。後略 3 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。 4 略 <p>別表4【1】取得後 から抜粋 財産種別：建物 (資産計上×：費用として計上する)</p> <table border="1" data-bbox="1368 1079 2318 1247"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>主な支出内訳</th> <th>資産計上</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負費</td> <td>建物修繕費</td> <td>×</td> <td>き損・損耗した建物を現状まで回復させる工事（補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕分することを基本とするが、仕分が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能。</p> </div>	科目	主な支出内訳	資産計上	備考	工事請負費	建物修繕費	×	き損・損耗した建物を現状まで回復させる工事（補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工	<p>監査において検出された事項について、固定資産計上基準等に照らし費用として計上すべき金額については、公有財産台帳から除外することとし、公有財産台帳の修正を行うとともに、本事案及び同基準等の趣旨について、所内において周知徹底を図った。</p> <p>今後は、財産活用課等とも協議しながら、同基準等庁内ルールに基づく適正な事務処理に努める。</p>
科目	主な支出内訳	資産計上	備考								
工事請負費	建物修繕費	×	き損・損耗した建物を現状まで回復させる工事（補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工								

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月14日、事務局：平成27年11月11日）